

平成23年3月25日14時30分現在

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について（第28報）

厚生労働省
※下線部分が前回からの変更点**1 厚生労働省における対応**

3月11日（金）14時46分 三陸沖で地震発生
 14時50分 厚労省災害対策本部立ち上げ
 3月12日（土）9時00分 厚生労働省現地連絡本部設置（厚生労働省現地対策本部に移行）
 （防災電話配備）

2 厚生労働省関係の災害情報及び対応状況**(1) 災害救助法関係**

○災害救助法の適用〔都道府県知事が決定〕

- ・宮城県が全35市町村に適用（3月11日22時30分）
- ・岩手県が全34市町村に適用（3月12日18時00分）
- ・東京都が47区市町に適用（3月12日18時00分）※
- ・福島県が全59市町村に適用（3月17日14時00分）
- ・長野県が1村に適用（3月12日17時00分）※※
- ・新潟県が2市1町に適用（3月12日17時00分）※※
- ・青森県が1市1町に適用（3月13日18時15分）
- ・茨城県が28市7町2村に適用（3月15日20時30分）
- ・栃木県が15市町に適用（3月17日14時30分）
- ・千葉県が6市1区1町に適用（3月24日18時00分）

※は、帰宅困難者対応

※※は、3月12日発生した長野県北部を震源とする地震により適用となったもの

○災害救助法の弾力運用

今回の大震災による被害の甚大さにかんがみ、被災地でない都道府県が積極的に避難者の救助に当たれるよう、災害救助法の弾力運用について被災地でない都道府県を含め全都道府県に通知。

これにより、被災地でない都道府県が避難所や応急仮設住宅を設置した場合や旅館やホテルを借り上げた場合でも相当な経費を国庫負担（被災自治体財政力に応じ5割～9割）することを明確化。（3月19日）

都道府県が支出した費用は、予算措置後速やかに簡素な手続きで交付。（3月19日）

県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入のマッチングを行う旨の観光庁通知を受け、各都道府県に被災者の受入体制の確保の要請、2カ月の期限到来後の更

新があり得る旨等を周知。(3月24日)

(参考) 避難所として旅館、ホテル等を借り上げる場合、新潟県中越地震の際に、1人1日5,000円(食事込み)

応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる場合、岩手・宮城内陸地震の際に、寒冷地仕様を考慮し、一戸当たり月額6万円

(2) 医療等活動関係

○宮城県・福島県・岩手県の災害拠点病院の患者受入状況

※EMIS又は医療機関への電話連絡による集計(3月25日11時00分現在)

宮城県 10病院で受入あり

重症947人、中等症3190人、軽症7482人、死亡150人

福島県 5病院で受入あり

重症248人、中等症363人、軽症482人、死亡19人

岩手県 9病院で受入あり

重傷230人、中等症394人、軽症2082人、死亡7人

○医療チームの派遣調整(活動中101チーム、542人)

- ・日本医師会等の関係団体に被災地への医師等の派遣を依頼済。日赤等はそれ以前から活動。
- ・国立病院機構から派遣(3月25日12時00分現在)
 - 岩手県 7チーム(31人)が活動中(山田町④、釜石市①、移動中②)
 - 宮城県 4チーム(20人)が活動中(東松島市①、山元町①、新地町①、移動中①)
 - (同機構から派遣累計47チーム 223人)
- ・国立国際医療研究センターから、医療班2チーム(8人)派遣(3月24日20時00分現在)、宮城県にて活動中(東松島市、石巻市、仙台市)。
- ・国立成育医療研究センターは、日本小児救急医学会と合同で、小児医療のニーズを把握するための調査チームを石巻赤十字病院へ派遣(3月23日12時00分現在)
- ・労働者健康福祉機構では、全国の労災病院から医療班4チーム(22人)を派遣。(3月25日00時00分現在)
 - 宮城県 2チーム(12人)が活動中(仙台市)
 - 福島県 1チーム(5人)が活動中(いわき市)
 - 福島県 1チーム(5人)が活動中(猪苗代町)
 - (そのほか、2チーム(10人)待機中)。
- ・日赤の救護班42チーム(276人)が活動中(3月25日0時00分現在)
- ・社会福祉法人恩賜財団済生会は、5チーム(28人)を派遣(3月25日0時00分現在)
- ・日本医師会は43チーム(約170人)を派遣。全日本病院協会及び日本医療法人協会は、合同で8チーム(33人)を派遣(3月25日0時00分現在)
- ・社団法人全国社会保険協会連合会では、社会保険病院から2チーム(25人)派遣(3月24日9時00分現在)

○**薬剤師の派遣調整（3月25日13時30分現在）**

- ・日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会において、被災した各県からの要請に応じて、避難所等に薬剤師を派遣し支援する対応を調整している。
- ・3月24日までに、北海道、宮城、東京等の各薬剤師会、日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会から、薬剤師計234名（宮城県へ165名、福島県へ53名、岩手県へ14名、茨城県へ2名）を派遣。

○**看護師の派遣調整（3月25日11時00分現在）**

- ・日本看護協会等の関係団体に、看護師等の医療従事者の派遣への協力を依頼。（3月18日）
- ・日本看護協会において、被災した各県の病院や避難所などへ計76人の看護師を派遣。宮城県で54人、岩手県で7人が活動中。被災地（岩手県）へ移動中が10人。

○**歯科医師等の派遣調整（3月25日11時00分現在）**

- ・日本歯科医師会等の関係団体に、歯科医師等の歯科医療従事者の派遣への協力を依頼。（3月25日）

○**保健医療の有資格者（公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等）の派遣調整**

- ・岩手県、宮城県、福島県及び仙台市からの災害対策基本法第30条に基づく地方自治体の保健師の派遣斡旋の要請を受け、各都道府県、保健所設置市及び特別区と、派遣可能な保健師等の人数や期間の早急な調整を開始（3月12日）
- ・厚生労働省より岩手県、宮城県、福島県及び仙台市への保健師等の派遣を調整（3月13日）
- ・再度、各都道府県・保健所設置市・特別区あて、保健師等の追加派遣について照会（3月17日）
- ・保健医療の有資格者（公衆衛生医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士など）の追加派遣について都道府県等に依頼（3月20日）
- ・岩手県、宮城県、福島県及び仙台市への公衆衛生医師等の追加派遣について調整（3月25日）

<保健医療の有資格者の活動状況（3月25日12時00分現在）>

	チ ャーム数 (人数)	派遣先都道府県等
現地活動中	<u>97</u> (<u>330</u> 人)	岩手県 <u>28</u> 、宮城県 <u>41</u> 、 福島県 <u>2</u> 、仙台市 <u>26</u>
移 動 中	<u>2</u> (<u>6</u> 人)	宮城県 <u>2</u>
移動準備中	<u>7</u> (<u>23</u> 人)	岩手県 <u>5</u> 、宮城県 <u>2</u>

合 計	106 (359人)	岩手県33、宮城県45、 福島県2、仙台市26
-----	---------------	----------------------------

○「心のケアチーム」の派遣調整 (3月25日14時00分現在)

- ・岩手県、宮城県、福島県及び仙台市からの災害対策基本法第30条に基づく心のケアチームの派遣斡旋の要請を受け、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター及び各都道府県と、派遣可能なチーム数や期間の早急な調整を3月13日開始

現地活動中 25チーム (129人) (岩手県9 (秋田県、東京都、神奈川県、山口県、大阪府、国立病院機構松籟荘病院、国立病院機構鳥取医療センター、国立病院機構琉球病院、国立病院機構久里浜アルコール症センター)、宮城県11 (岡山県、長崎県、石川県、愛知県、国立病院機構東尾張病院、佐賀県、北海道、国立国際医療研究センター国府台病院、国立病院機構小諸高原病院、三重県、鹿児島県)、仙台市4 (兵庫県、徳島県、香川県、福井県)、福島県1 (国立病院機構下総精神医療センター))

移動中 1チーム (8人) (宮城県1)
 移動準備中 6チーム (岩手県1、宮城県4、福島県1)
 既活動 2チーム

○避難所等において、こころの健康を守るためのポイント

- ・「こころの健康を守るために」をまとめ、被災県に提供。(3月18日)

○メンタルヘルス情報サイト

- ・独立行政法人国立精神・神経医療研究センターにおいて、3月16日に医療関係者等の支援者向けの情報提供サイト (http://www.ncnp.go.jp/mental_info/index.html) を開設
- ・厚生労働省ホームページに掲載しているメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 (<http://kokoro.mhlw.go.jp/>) に、被災された労働者やその家族、支援者の方向けの特設ページを設置 (3月23日)

○メンタルヘルスを含む健康相談の実施

- ・産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談受付を開始 (3月22日)

○医療関係者向けの循環器専門医による相談の実施

- ・独立行政法人国立循環器病研究センターにおいて、医療関係者向けに循環器専門医による電話相談の受付を開始 (3月24日)

○児童福祉関係職員の派遣等

- ・被災した子ども達に対するケアに関し、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員を派遣するなどの対応について都道府県等に依頼(3月15日)。
派遣可能人数 3月24日14時00分現在 56自治体 396人
- ・岩手県からの要請を受け、児童福祉司、児童心理司など合計17名を派遣。(3月25日11名、27日4名、29日2名派遣予定)

○介護職員等の派遣調整

- ・被災県の社会福祉施設等のうち、介護職員等が不足している施設等に対する職員派遣について都道府県等に依頼(3月15日)。
派遣可能人数: 8,155人(3月25日14時00分現在)
- ・日本介護支援専門員協会より、8名のケアマネジャーを派遣(3月21日宮城県石巻市)。
- ・都道府県等ごとの受入可能人数について、被災県に連絡(3月24日)。
- ・要援護者の受入並びに介護職員等の派遣が可能な各都道府県等の件数について、被災県に連絡(3月24日)。
- ・宮城県からの要請により、福祉避難所に介護職員等38名を群馬県より派遣し、介護等業務に従事(3月25日)。
- ・福島県からの要請を受け、福島県田村市の障害福祉通所施設(福祉避難所)に対し国立施設職員を含め合計8名の介護職員等を派遣。

○要援護者の受入調整

- ・被災地から他都道府県の社会福祉施設等への要援護者への受入れ可能人数について調査依頼(3月15日)。
受入可能人数: 高齢者関係施設34,086人(うち特養11,796人、老健5,519人)、障害者関係施設8,756人、児童関係施設7,148人、保護施設921人(いずれも3月25日14時00分現在)
- ・都道府県等ごとの受入可能人数について、被災県に連絡(3月24日)。

○透析患者支援医療機関等の情報

- ・社団法人日本透析医会においては、同会の災害情報ネットワーク上で、登録されている透析医療機関の①透析の可否、②被災の有無、③透析室貸出可能病床、④透析受入可能状況、⑤その他不足物品や連絡事項等を各施設で登録をしている。

この情報は、一般からアクセスすることが可能。

URL <http://www.saigai-touseki.net/index.php>

なお、各都道府県においても、災害に伴う透析医療に関する相談を受け付けている。

- ・青森県医療薬務課(電話:017-734-9287)
- ・岩手県健康国保課(電話019-629-5471)
- ・山形県地域医療対策課(電話023-630-2256)
- ・福島県地域医療課(電話024-521-7881)
- ・茨城県保健予防課(電話029-301-3220)

また、被災地域における透析医療の提供体制が極めて困難な状況になっていることから、日本透析医会等との協力により、被災地域外での透析患者の受け入れ体制の確

保、調整等について、各都道府県に協力を依頼。

○災害時リウマチ患者支援医療機関の情報

- ・リウマチ情報センターホームページ上で、災害時リウマチ患者支援医療機関の被災状況及び診療体制、医薬品情報等について、一般国民及び医療機関・医療従事者向けに提供。

URL <http://www.rheuma-net.or.jp/rheuma/index.html>

○雇用促進住宅関係

- ・緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請（3月12日）。更に福島第一原子力発電所の自主避難を含む避難者に対する支援について、その事情を十分考慮して対応するよう同機構に要請（3月19日）。

<雇用促進住宅利用可能戸数（3月17日現在）>

岩手県2, 232戸、宮城県935戸、福島県436戸（3県以外の都道府県の合計38, 018戸）

※引き続き、被災した地域においては、使用できる住宅の確認に努めるとともに、ライフライン等の壊れた住戸についても、修繕等の実施により復旧に努める。

○生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例貸付

- ・被災世帯に10万円（特別な場合20万円）の無利子貸付を行う緊急小口資金の貸付について、30の都道府県の市町村社会福祉協議会において申込を受け、貸付を実施。
また、被災地から県外へ避難された方は、避難先の社会福祉協議会で申込可能。（3月24日現在）

○ボランティア活動の支援

- ・各被災地では、県や市町村の社会福祉協議会により災害ボランティアセンターが立ち上がっており、活動状況について、各社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会のホームページで情報提供している。

全国社会福祉協議会「被災地支援・災害情報ボランティア情報」

URL <http://biog.goo.ne.jp/vc00000>

①災害ボランティアセンターの体制強化

全国各地の社会福祉協議会から岩手県、宮城県、福島県、仙台市の災害ボランティアセンターに職員を派遣し、各地の災害ボランティアセンターの立ち上げ支援やボランティアの受け入れ準備の支援が進められている。（3月24日時点の派遣先と派遣数）

- ・岩手県社会福祉協議会：55名
- ・宮城県社会福祉協議会及び仙台市社会福祉協議会：63名
- ・福島県社会福祉協議会：22名

②ボランティア活動の受け入れ状況

被災地でのボランティア活動の受け入れ状況については、現地の社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会のホームページで情報提供している。

※ なお、現段階においては、被災地における活動は自衛隊や医師等による専門的な支援や近隣の住民による支援が中心となっており、遠方からの一般の方のボランティアについては、受け入れが困難な地域もあるとの報告を現地の社会福祉協議会から受けている。

(3) 水道における被害状況 (3月25日13時00分現在)

①被害状況

10県で少なくとも64万戸で断水被害が生じている状況 (24日13時00分時点では66万戸断水)。これまでに復旧した総数は145万戸 (前回では144万戸)。

(詳細については別紙1参照)

②計画停電による水道への影響

3月25日は、13時00分現在まで計画停電は実施されていないため、計画停電による断水は発生していない。

③応急給水・復旧への対応 (日本水道協会による対応)

- ・日本水道協会工務部及び各都市の技術職員を岩手、宮城、福島各県に担当割りし、当面、応急給水に専念し、その後、断水調査、応急復旧計画の策定などの活動を行う予定。
- ・給水車の派遣要請に対し、全国37.6の水道事業者において合計487台を確保(水道事業者名については別紙1参照)。現時点で、宮城県209台、岩手県93台、栃木県7台、茨城県3台、福島県36台、千葉県7台派遣し、応急給水を実施。(合計355台派遣中)
- ・なお、首相官邸にも応急給水を要望する現地病院等の情報が入っており、その情報も考慮して給水車を派遣し、給水を実施中。
- ・今回の震災により破損した水道施設の復旧作業を迅速かつ円滑に進めるため、作業関係者で構成する東北地方太平洋沖地震水道復旧対策特別本部を設置した。

構成団体・機関

(社)日本水道協会(日水協)、全日本水道労働組合(全水道)、全日本自治団体労働組合(自治労)、全国簡易水道協議会(簡水協)、(社)日本水道工業団体連合会(水団連)、全国管工事業協同組合連合会(全管連)、(財)水道技術研究センター、厚生労働省(健康局水道課)

(4) 医薬品・物資等調達関係

○医薬品・衛生材料等 (3月25日12時00分現在)

医薬品・医療機器の需要・供給状況等

- ・医療用酸素ポンプの補給要請があり、宮城県に対して7000ℓ×103本など合計538本、岩手県に対して7000ℓ×20本など合計68本を搬送済
- ・破傷風トキソイドワクチンの補給要請(宮城県)に対して100本を搬送済
- ・透析輸液の補給要請(宮城県)に対して270本を搬送済
- ・ダイアライザーの補給要請(宮城県)に対して2000本を搬送済
- ・救急セットの補給要請に対して1000個を搬送済
- ・病院食の補給要請(宮城県)に対して、無洗米1000kg、水1320ℓ、お粥2006パック、

濃厚流動食2520本を搬送済

- ・紙おむつの補給要請（岩手県、宮城県、福島県など）に対して121万枚を搬送済
- ・かぜ薬や胃腸薬などの一般用医薬品及びナプキンやオムツなどの衛生材料の詰め合わせ（1避難所1～2個メドで総計780個）を、積載した水産庁が、3月21日14時に宮城県塩釜港に入港済み（日本薬剤師会、神奈川県薬剤師会、日本チェーンドラッグストア協会、日本OTC医薬品協会ほか）。また、第2便も岩手県を目指して21日11時に出航している。
- ・リネン類の補給要請（宮城県）に対して毛布1000枚を搬送済
- ・ウェットティッシュ等の補給要請（宮城県）に対してウェットティッシュ7600個、消毒洗浄ジェル9000個を搬送済
- ・被災地（宮城県・岩手県）の医師会から補給要請があった医療用医薬品に対して、日本医師会が、厚生労働省の要請を受けた日本製薬工業協会から調達し、医療用医薬品（約10t）を現地の医師会へ搬送済
- ・生理用品の補給要請（岩手県、宮城県、福島県）に対して179万枚を搬送済
- ・マスクの補給要請（岩手県、宮城県、福島県）に対して124万枚を搬送済
- ・胃腸薬、鎮痛剤などの医療用医薬品を、日本ジェネリック医薬品学会が、日本ジェネリック製薬協会（JGA）の協力により3月22日までに宮城県へ搬送済
- ・慢性疾患薬などの医療用医薬品を、日本ジェネリック医薬品学会が、日本ジェネリック製薬協会（JGA）の協力により3月24日までに宮城県及び福島県へ搬送済
- ・岩手県、宮城県及び福島県の災害対策本部からの要請に対し、労災保険による重大災害等への救急薬品の配布として、23日15時に岩手県へ消毒薬や湿布薬などの一般用医薬品1,500個を搬送済。（宮城県、福島県に対しては、一般用医薬品8,000個を3月中に搬送すべく調整中。）

○生協関係

【食料・日用品】

- ・日本生協連は、各地の生協とともに、被災者支援のための緊急支援物資を配送。主に岩手県、宮城県、福島県の各生協に水・食料・毛布など約602万点を提供（3月23日現在）。
- ・いわて生協、みやぎ生協などは、被災地で炊き出しなど食事提供。

【燃料】

- ・各地の生協は、被災地現地での物資運搬等のためのガソリン31キロリットル、軽油104キロリットル、灯油38キロリットルをタンクローリーで提供（3月24日現在）。今後さらに、継続予定。

【その他】

- ・各地の118生協で、店舗・宅配などで緊急募金活動を実施。（3月23日現在）
- ・各地の21生協が、被災地の組合員を中心に安否確認・お見舞い活動支援を実施。（3月17日～）

※活動状況などについての詳細は日本生協連のホームページで情報提供している。

URL <http://jccu.coop/>

(5) 原発事故関係

○原発事故の対応

- ・福島県立医大病院、福島労災病院（福島県より緊急被ばく医療機関として要請）では

- 受け入れ体制を整備。鹿島労災病院で応援体制を準備
- ・作業員の被災状況については、管轄である富岡労働基準監督署の職員が情報を収集している。
 - ・福島第一原発において、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があるため、特にやむを得ない緊急の場合に限り、作業に従事する労働者が受ける実効線量の限度を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引上げ。(3月15日関係省令官報公示) 同省令の施行について同日付で都道府県労働局に通知。
 - ・上記省令の施行を踏まえ、福島労働局から東京電力福島第一原子力発電所の責任者に対し、省令の概要を説明するとともに、緊急作業に従事した労働者に対する臨時の健康診断の実施を指示。併せて、東京電力本社の担当者を本省に呼び、上記指示を説明し、本社としても適正な管理をするよう要請。(3月16日)
 - ・福島第一原発において3月24日に作業員3人が被ばくする事故が発生したことを受け、福島労働局から東京電力福島第一原子力発電所に対し、安全衛生管理体制を確立してから作業を再開するよう口頭指導。(3月24日)
 - ・山形県からの要請を受け、財団法人放射線影響研究所に対し、放射線技師の派遣を要請(3月16日)。同研究所は、3月18日から山形県内に避難している方々への放射線量測定、放射線に関する健康相談を実施。
 - ・放射線の影響について健康相談を希望されることが想定されるため、これらの方々に対して事故発生以降の行動などの聞き取り、汚染に関するサーベイランスを行えるよう都道府県等(福島県は除く)に保健所等における住民からの相談状況に応じた体制整備を依頼。(3月18日)
 - ・放射線の影響に関する健康相談について、
 - ①原子力安全委員会が除染のためのスクリーニングレベルを変更したことを受けて、除染を要しない人の範囲を修正すること
 - ②健康相談等の際に、サーベイメータによるサーベイを受けたことの証明書等の発行の対応が望ましくないことを周知(3月21日)
 - ③健康相談等に活用するため、一般の方に向けたQ&A及び他省庁・関係機関・学会等が作成しているQ&A等について情報提供(3月23日)
 - ・福島県からの災害対策基本法第30条に基づく避難所における被ばく不安解消を目的とした身体汚染スクリーニング等対応のための医師等の派遣斡旋の要請を受け、各都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、地方自治体の要請事項に応じられる程度を打診。(3月15日) 厚生労働省より福島県への医師等の派遣を調整。(3月17日)
- <医師等の活動状況(3月25日12時00分現在)>
- | | | |
|-------|------------|--|
| 活動中 | 11チーム(39人) | (長崎県、和歌山市、大阪府、広島市、山口県・下関市合同、北海道、佐世保市、熊本市、愛媛県、北九州市、長野県) |
| 移動中 | 1チーム(4人) | (福岡市) |
| 出発日決定 | 4チーム(12人) | |
| 派遣検討中 | 5チーム | |
| 合計 | 21チーム(55人) | |

○日本さい帯血バンクネットワークの対応

原発事故による放射能被害に備え、日本さい帯血バンクネットワークは緊急連絡体制をとった。

○一般社団法人日本スキンバンクネットワークの対応

災害による熱傷被害に迅速に対応するため、一般社団法人日本スキンバンクネットワークは緊急連絡体制をとった。

専門医向けの情報をホームページに掲載。

URL <http://www.jsbn.jp/index.html#topics>

○入院患者等の福島県外等への搬送

・入院患者

屋内退避指示が出ている20～30km圏内の病院の入院患者については、厚生労働省で、内閣危機管理センターと連携しながら、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を進めた。

6病院、要搬送者数約700人の搬送が3月21日までに終了。

・介護施設入居者等

屋内退避指示が出ている20～30km圏内の特養、老健施設などの入居者については、厚生労働省で、内閣危機管理センターと連携しながら、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を進めた。

18施設、定員約980人の搬送が3月22日21時00分に終了（ご家族で対応された方を含む）。

○原発事故に伴う水道・食品の対応

【水道】

・原発事故に伴い、放射性物質に対する水道の対応について、

①指標値（放射性ヨウ素300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kg）を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること

②生活用水としての利用には問題がないこと

③代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと

等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者等に対して通知（3月19日、3月21日）

・水道水の放射性物質の調査結果について公表

[3月19日]福島県川俣町等県内6カ所

[3月21日]福島県飯舘村

[3月21日]福島県内7カ所

[3月22日]福島県内77カ所（3月21日調査）及び6カ所（3月16日～19日調査）

[3月23日]福島県内5カ所及び東京都内3カ所

[3月23日]茨城県内7カ所

[3月24日]千葉県内3カ所及び福島県内4カ所

[3月24日]茨城県内19カ所

・調査結果に基づき以下のとおり対応

《水道水の飲用を控えるよう広報する要請》

3月20日 飯舘村

《乳児による水道水の摂取を控えるよう広報する要請》

3月22日 田村市、伊達市、郡山市、南相馬市、川俣町

23日 東京都、いわき市、東海村、常陸太田市

24日 千葉県、北茨城市、日立市、笠間市

【食品】

- ・放射性物質が検出された食品の暫定規制値を設定し、「放射能汚染された食品の取り扱いについて」を各都道府県宛て通知。(3月17日食品安全部)
- ・福島県産及び茨城県産食品から食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射能が検出された件について公表。(3月19日食品安全部)
- ・食品の放射能の検査結果について、下記の自治体からの情報を公表 (3月20日食品安全部)
 - [第1報]福島県、茨城県、新潟県
 - [第2報]栃木県、東京都、群馬県
- ・福島県産原乳から食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射性物質が検出された件について公表。また、食品中の放射性物質の検査結果について、下記の自治体からの情報を公表。(3月21日)
 - 長野県、千葉県、埼玉県、新潟県、茨城県
- ・内閣総理大臣から関係自治体に対し、原子力災害特措法に基づき食品の出荷制限の指示があった旨を公表。(3月21日)
- ・東京電力のサンプリング調査で海水から放射性物質が検出されたことを踏まえ、茨城県、千葉県及び福島県に対し、沿岸のモニタリング検査について強化するよう要請。(3月22日)
- ・福島県での緊急モニタリングにおける検査結果について公表。また、食品中の放射性物質の検査結果について、下記の自治体からの情報を公表。(3月22日)
 - 神奈川県、新潟県、茨城県
- ・内閣総理大臣から関係自治体に対し、原子力災害特措法に基づき食品の摂取制限及び出荷制限の指示があった旨を公表。(3月23日)
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき、関係自治体に対し食品の摂取制限及び出荷制限の指示があったことから、その自治体に隣接する県について、放射性物質検査を実施するよう要請。(3月23日)
- ・福島県での緊急モニタリングにおける検査結果について公表。また、食品中の放射性物質の検査結果について、下記の自治体からの情報を公表。(3月23日)
 - 茨城県、群馬県、埼玉県、新潟県、京都市、栃木県
- ・食品の放射性物質検査の結果について、下記の自治体からの情報を公表。(3月24日)
 - (千葉県、新潟県、山形県、茨城県、長野県、愛知県、東京都)
- ・非結球性葉菜類の主要産地において市町村ごとに偏りがないように放射性物質検査を計画し、その計画を報告するよう茨城県、栃木県、群馬県に対し通知。(3月25日)

(6) 計画停電に係る対応

- ・医療分野における東京電力及び東北電力の計画停電に対する対応については、都県・関係団体への事務連絡の発出や在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションへの電話連絡、国立病院機構等への緊急相談窓口の設置等の対応を実施済み。今後の予測不可能な大規模停電についても、都県・関係団体等への事務連絡を発出。
- ・東京電力及び東北電力から電力供給される都県に対して、電力の需給逼迫のため、3

月14日以降の計画停電の実施に伴い、保健所等を通じて、人工呼吸機器等使用の在宅療養患者が遺漏なく計画停電に対応できるよう適切な指導の実施及び難病医療拠点病院等との連携などについて依頼。計画停電が行われた都県からは、現在のところ、難病患者等に関する被害報告はきていない。(3月25日12時00分現在)

- ・在宅で人工呼吸器を使用している患者の主治医や訪問看護ステーション等を支援するため、東京電力及び東北電力の計画停電により影響を受ける1都11県44病院（国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等）に緊急相談窓口を設置。
- ・東京電力及び東北電力管内で計画停電が実施された際、人工呼吸器を使用する在宅療養患者の対応に万全を期するため、各病院（国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等）に緊急相談窓口を開設及び緊急一時入院の受け入れ体制の整備がなされたことについて、関係都県の難病担当主管課、関係患者団体に情報提供。
- ・計画停電が実施されることから、各水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、電力供給が停止したときの影響の分析、自家発電等の点検、水道需用者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請。
- ・計画停電が実施された際、医薬品の管理等に支障が生じることがないように、都県、保健所設置市及び特別区を通じて薬局等に依頼。なお、3月24日に東京電力の計画停電が実施された地域のすべての県に確認したところ、問題が生じたとの報告はなかった。(3月25日13時30分現在)
- ・計画停電が実施された際、血液製剤の製造・保管等に影響を生じないように万全の対策を日本赤十字社血液事業本部に依頼。なお、東北電力及び東京電力第3・第4・第5グループの計画停電は中止となっているため、業務に支障なし。(3月25日13時30分現在)
- ・東京電力の計画停電により、社会福祉施設及び介護保険施設等における入所者等の健康状態や生活に支障をきたすことのないよう、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう関係都県・関係団体に依頼。計画停電区域から大きな被害、障害についての報告なし。
- ・東北電力から電力供給される県に対し、計画停電が実施された場合に備えて、管内の社会福祉施設等に対する注意喚起や、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう依頼。
- ・東京電力管内の都県および水道事業者等に対して、管内の予測不能な大規模停電が発生に備えて、自家発電等の点検、水道需要者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請（3月18日）

(7) 雇用、労災関係

○「広域求職活動費」「移転費」等の支給対象となる被災地域を指定

- ・被災求職者に対する職業転換給付金の「広域求職活動費」（遠隔地面接旅費相当）、「移転費」（転居費相当）、「訓練手当」の支給対象となる被災地域を指定。(3月24日)

【これまでに制定した告示】

- ・「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に係る法律第3条に基づく厚生労働省告示第56号」(3月17日公布)
今回の地震による被害者の方々が法令に基づいて付与された権利等のうち、地震発生日(平成23年3月11日)以降に期限の到来するものについて、その満了日を平成23年8月31日まで延長するための告示を制定
- ・「東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における労働保険料等の労働保険料の納期限の延長等の措置について」(3月24日公布)
震災により多大な被害を受けた地域における労働保険料及び障害者雇用納付金の納付期限の延長等について、対象地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)等を正式に決定する告示を制定

【これまでに発出している通知等】

医療、介護の確保関係

- ・「東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(3月11日 保険局医療課)
被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡
- ・「東北地方太平洋地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて」(3月11日 健康局総務課・疾病対策課・結核感染症課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局保護課・援護企画課、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課)
公費負担医療を受けている被災者が、医療機関において手帳、患者票等の提出ができない場合においても、受診が可能である旨を都道府県に連絡
- ・「災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保体制について」(3月11日 健康局疾病対策課)
災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保を行うために、社団法人日本透析医会災害時情報ネットワークの活用など、日本透析医会との連携をとるよう各都道府県に依頼
- ・「東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」(3月11日 老健局総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課)
被災した要介護者等に関して、実態把握に努めること、介護サービス事業者等に対する協力依頼、介護保険施設等の施設・設備基準等に関する柔軟な取扱い、利用者負担の減免について、各都道府県に依頼

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて（医療機関及び薬局への周知依頼）」（3月12日 医薬食品局総務課）
被災地の患者に対して、医師等からの処方せんの交付が無い場合でも、必要な処方箋医薬品を販売又は授与可能である旨を都道府県等に連絡
- ・「緊急通行車両確認標章の発給等について」（3月12日 医政局経済課）
医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生ずることがないように、また、適正な流通を阻害することがないように、万全の措置を講ずるよう関係団体に依頼。また、医薬品・医療機器を被災地に円滑に輸送できるよう「緊急通行車両確認標章」の発給手続き（①最寄りの警察署に「厚生労働省から団体宛の協力要請通知の写し」を提示②警察署から車両の所属等を厚生労働省に電話で確認③警察署で「緊急通行車両確認標章」を発行④当該確認標章を検問等で提示し通行）を、医薬品・医療機器の製造・卸事業者団体に通知
- ・「緊急通行車両確認標章の発給等について」（3月13日 医政局政策医療課）
病院・診療所・訪問看護ステーションが被災地において往診・訪問診療および訪問看護を支障なく行うことができるよう、被災地に往診等で赴く車両について緊急通行車両の発給の措置を講ずることを関係団体に通知
- ・「東北地方太平洋沖地震被災地における妊産婦、乳幼児への対応及び被災者に係る健康診査事業等の対応について」（3月14日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等について、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切にサービスが受けられるよう配慮する旨、各都道府県に通知
- ・「東北地方太平洋沖地震被災地における妊産婦、乳幼児への対応について」（3月14日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
被災地における妊産婦、乳幼児に対する専門的・長期的な支援に関して、被災地への協力について、関係団体宛協力依頼
- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震における工業用ガスポンペを医療用ガスポンペとして使用することについて（医療機関及び製造販売業者等への周知依頼）」（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
被災地の患者に対する医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスポンペが枯渇したことによりやむを得ず工業用ガスポンペを医療用ガスポンペとして使用する場合の取扱いについて都道府県等に連絡
- ・「緊急援助部隊が携行する医薬品等の通関の際の取扱いについて（依頼）」（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
緊急援助部隊が入国する際に携行する医薬品等の通関の際の配慮について、財務省関税局業務課に依頼
- ・「東北地方太平洋沖地震に係る医薬品等緊急輸入時の通関について（依頼）」（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

東北地方太平洋沖地震に係る医薬品等緊急輸入を行う場合、通関の際の弾力的な対応について財務省関税局業務課に依頼

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品（医療用麻薬及び向精神薬）の取扱いについて（医療機関及び薬局への周知依頼）」（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

被災地の患者に対して、医師等の受診や医師等からの処方箋の交付が困難な場合でも、症状等について医師等へ連絡し、施用の指示が確認できる場合には、必要な医療用麻薬または向精神薬を施用のために交付可能である旨を都道府県等に連絡

- ・「外国の医師免許を有する者の医療行為の取扱いについて」（3月14日 医政局医事課）

外国の医師資格を有する者が、必要最小限の医療行為を行うことを認める旨、被災都道府県に通知

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品（医療用麻薬及び向精神薬）の取扱いについて（その2）（医療機関及び薬局への周知依頼）」（3月15日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

医師等の診察を受けられない被災者への向精神薬の提供に関し、薬剤師が事前に医師等から包括的な施用の指示（患者が持参する薬袋等により薬剤名及び用法用量が確認できる場合、必要最小限度で提供する等）を受けている場合、医師等への確認が取れなくても向精神薬を提供することが可能である旨を都道府県等に通知

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼）」（3月15日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

早期に必要な医療用麻薬を補給できるよう、県境を越えた麻薬の譲渡手続きを簡素化し、事前に電話連絡をした上で、譲渡後に許可申請書を提出することも可能とする旨都道府県等に連絡

- ・「児童福祉関係職員の派遣等について」（3月15日 雇用均等・児童家庭局）

被災した子ども達に対するケアに関し、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員を派遣する等の対応を行うよう都道府県等に依頼

- ・「被災地におけるボランティアを行う医師のある医師等の取りまとめについて」（3月16日 医政局指導課）

各都道府県医務主管課あて、宮城県又は福島県でボランティアを行う意思のある医師の申込を受け付ける窓口の設置及びとりまとめを依頼

- ・「被災地への医師等の医療従事者の派遣について（依頼）」（3月16日 医政局指導課）

日本医師会等の関係団体に医師等の医療従事者の派遣への協力を依頼

- ・「東北地方太平洋沖地震に伴う予防接種の取扱いについて」（3月16日 健康局結核感染症課）

地震により居住地で予防接種を受けられなくなった者が、居住地以外の市町村で予防接種を受けられるよう都道府県に通知

・「被災地の透析患者等の受入体制の確保等について（協力依頼）」（3月16日 健康局疾病対策課）

被災地域における透析医療の提供体制が極めて困難な状況となっていることから、日本透析医会等との協力により、被災地域外での透析患者の受け入れ体制の確保、調整等について、各都道府県に協力を依頼

・「災害時におけるMR装置の安全管理について（周知依頼）」（3月16日 医政局総務課）

一般社団法人日本磁気共鳴医学会が発表した「災害時におけるMR装置の安全管理に関する提言」について、医療機関等へ周知するよう各都道府県等へ依頼

・「海外企業から在日の日本支社等に送付されるヨウ素剤（ヨウ化カリウム）の輸入手続きについて（依頼）」（3月17日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

海外企業から在日の日本法人に向けてヨウ素製剤（ヨウ化カリウム）を送付する際の輸入手続きについて、各地方厚生局及び財務省関税局業務課に連絡

・「平成23年東北地方太平洋沖地震の被災に対するがん診療連携拠点病院等における対応について（依頼）」（3月17日 健康局がん対策推進室）

被災地域におけるがん患者に対する適切な医療の確保について懸念がある状況であるため、都道府県及び全国都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会宛てに、被災地のがん患者の受け入れ可否等についての情報把握等について依頼

・「東北地方太平洋沖地震被災地における妊婦等の受け入れ体制等について」（3月17日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）

被災地における周産期・新生児救急事例や被災した妊婦が適切に医療が受けられるよう、都道府県と協力の上、受け入れ体制について適切に対応いただくとともに被災地自治体や医療機関からの相談窓口を設けて適切に対応いただくよう日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会あて依頼

・「東北地方太平洋沖地震被災地における妊婦等の受け入れ体制等について」（3月17日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）

被災地における妊婦等の受け入れ体制等について、相談窓口を設置し、被災自治体や医療機関から要請があったときには、適切に対応するよう都道府県あてに通知

・「救急救命士の特定行為について」（3月17日 医政局指導課）

通信事情等の問題から、医師の具体的指示が得られない場合に、救急救命士が救急救命処置を行うことを認める旨を各都道府県に連絡

・「東北地方太平洋沖地震における病院又は診療所の間での医薬品及び医療機器の融通について」（3月18日 医薬食品局総務課、監視指導・麻薬対策課）

被災地の病院等に対して他の病院等から医薬品・医療機器を融通することは薬事法違反とはならない旨を都道府県等及び関係団体に通知

- ・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う生命維持に常時電源が必要な重度障害者等の入院に係る支援について」（3月18日 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局振興課、保険局医療課）

地震の発生に伴い、生命維持に常時電源が必要な重度障害者等の入院において必要な生活に係る支援について、障害者自立支援法及び介護保険法における支援の対象として差し支えないことを都道府県・関係団体等に連絡

- ・「東北地方太平洋沖地震にかかる派遣保健師等の増員について（照会）」（3月17日 健康局総務課保健指導室）

東北地方太平洋沖地震にかかる保健師等の派遣について、都道府県等に対して、更なる派遣を依頼

- ・「放射線の影響に関する健康相談について（依頼）」（3月18日（一部修正及び追加3月21日） 健康局総務課地域保健室）

保健所等における放射線に関する健康相談の体制整備を都道府県等に依頼

原子力安全委員会が、除染のためのスクリーニングレベルを変更したことを受けて、都道府県等における健康相談の対応を一部変更。また、健康相談等の際に、サーベイメータによるサーベイを受けたことの証明書等の発行の対応が望ましくない旨、周知

- ・「東北地方太平洋沖地震の発生を受けた行政備蓄抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザ）の使用について」（3月18日 健康局結核感染症課）

都道府県（被災地への支援を行う被災地以外の都道府県を含む）において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、被災された方々のインフルエンザ罹患予防及び治療用に使用できる旨を各都道府県に対して通知

- ・「安定ヨウ素剤の配付・投与に当たって」（3月18日 災害対策本部事務局）

自治体において安定ヨウ素剤が配布される場合には、その場に自治体や保健所から医療関係者を派遣し、助言等を講じることを自治体・保健所に周知

- ・「東北太平洋沖地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて」（3月18日 老健局高齢者支援課、振興課、老人保健課）

介護サービス事業所において、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合について、介護報酬、人員基準などの柔軟な取扱を可能とすることを各都道府県に通知

- ・「被災地への看護師等の医療従事者の派遣について（依頼）」（3月18日 医政局看護課）

日本看護協会等の関係団体に看護師等の医療従事者の派遣への協力を依頼

- ・「医薬品を運搬する緊急車両への給油制限の撤廃について」（3月19日 医政局経済課）、
「医薬品を運搬する緊急車両への給油制限の撤廃について」（3月20日 医政局経済課）

経済産業省及び全国石油商業組合連合会・石油連盟との協議の結果、医薬品を運搬する緊急車両は、ガソリン・軽油の優先的な給油と給油量の制限を受けない取扱いと

する事務連絡を発出。具体的な取扱いとしては、**㊟**マークを車両に標示することとする事務連絡も発出

- ・「東北地方太平洋沖地震被災者に係る妊産婦健康診査の取り扱いについて」（3月18日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
被災した妊婦が居住地以外の自治体へ避難した際の避難先自治体における妊婦健康診査の取り扱いについて都道府県等、関係団体あて連絡
- ・「東北地方太平洋沖地震で被災した妊産婦及び乳幼児に対する保健指導について」（3月18日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
被災地で支援にあたる保健師等に対し、避難所等で生活する妊産婦、乳幼児に対する支援のポイントをまとめ、都道府県等に情報提供
- ・「東北地方太平洋沖地震に係る医薬品等支援物資について（依頼）」（3月18日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
諸外国から本邦に送付される医薬品等を迅速に被災地に届けるため、当分の間、医薬品等が梱包された支援物資については、書類の確認を行わず通関させるよう財務省関税局業務課に依頼。これらの医薬品等については、受領した都道府県等において、その品目名等を確認し、厚生労働省宛に報告するよう通知
- ・「東北地方太平洋沖地震による被害者の公費負担医療の取扱いについて（その2）」（3月18日 健康局疾病対策課、雇用均等・児童家庭局母子保健課）
新規に公費負担医療を受けようとする被災者が、今般の災害により居住地のある県から他の都道府県に避難した場合、当該他の都道府県知事に申請を行う旨等を都道府県に連絡
- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震の被災に対するがん診療連携拠点病院等における対応について（追加その1）」（3月18日 健康局がん対策推進室）
被災地域におけるがん患者に対する適切な医療の確保に資するよう、関係学会調べによる治療支援医療機関情報を都道府県に周知
- ・「避難所等への患者の搬送について（依頼）」（3月19日 医政局指導課）
被災地から避難所等への患者搬送に際して、医療関係者による付き添い、常備する医薬品の携行、診療録等による患者の病状等の情報の伝達をできるだけ行うよう、都道府県及び関係団体から医療機関等への周知を依頼
- ・「保健所等における健康相談への協力について（依頼）」（3月18日 医政局総務課）
福島原子力発電所における事故により、放射線による健康影響を心配する地域住民が健康相談を希望することが想定されることから、保健所等において放射線の影響に関する健康相談の体制整備を図るなど適切に対応いただくよう地方自治体に依頼しているところであるが、その体制整備等にあたって、診療放射線技師の協力やサーベイメータの確保などの協力を行うよう関係団体に依頼

- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震における工業用液化酸素ガス超低温容器を医療用液化酸素ガス超低温容器として使用することについて（医療機関及び製造販売業者等への周知依頼）」（3月19日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

被災地の患者に対する医療用液化酸素の供給に際し、医療用液化酸素ガス超低温容器が枯渇したことによりやむを得ず工業用液化酸素ガス超低温容器を使用する場合の取扱いについて都道府県等に通知
- ・「被災地への行政機関に従事する公衆衛生医師等の派遣について（依頼）」（3月20日 健康局総務課地域保健室・保健指導室）

公衆衛生医師等（公衆衛生医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士など）の保健医療の有資格者（保健師を除く）の被災地都道府県等における避難所への派遣依頼
- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」（3月21日 医政局総務課）

被災地に診療所等を開設する場合や定員を超えて入院患者を受け入れる場合等における医療法等の弾力的な運用（事後的な対応を可とする、例外を容認する等）について、都道府県等及び関係団体に対して周知
- ・「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」（3月22日 老健局振興課）

各都道府県に対し、被災した要援護者への居宅介護支援及び介護予防支援の実施にあたっての安否確認やアセスメントの実施による適切な支援を依頼し、居宅介護支援等に係る基準・報酬上の取扱いについて周知
- ・「放射線の影響に関する健康相談について（情報提供）」（3月23日 健康局総務課地域保健室）

健康相談等に活用するため、一般の方に向けたQ&A及び他省庁・関係機関・学会等が作成しているQ&A等について情報提供
- ・「東北地方太平洋沖地震に係る特定不妊治療費助成事業の申請期限の取り扱いについて」（3月23日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）

特定不妊治療費助成事業の申請期限について、罹災により期限内に申請が行えない場合の申請期限の延長について都道府県等あて連絡
- ・「情報通信機器を用いた診療（遠隔診療）等に係る取扱いについて」（3月23日 医政局医事課、医薬食品局総務課）

被災地の患者について、電話等による遠隔診療（薬剤の処方）を実施して差し支えない旨を周知。併せて、薬局においてはFAX等により送付された処方箋により調剤等を行って差し支えない旨を周知
- ・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う転学等希望者の受入れについて」（3月24日 医政局看護課）

被災した地域にある看護師等養成所の学生及び入学予定者の転学希望への対応について、全国の養成所における受入れの可能性の把握及び必要な受入れ調整を行うよう

各地方厚生局、各都道府県及び関係団体あてに連絡

・「医療機関、避難所等において不足する医療物資等に関する相談窓口」（3月24日 災害対策本部事務局）

医療機関、避難所等において不足する医療物資等に関して一元的に相談できる窓口を厚生労働省災害対策本部事務局内に設置した旨を、岩手県、宮城県及び福島県に連絡

・「東北地方太平洋沖地震の影響により製造・出荷等に支障が生じた場合の医薬品、医療機器の供給確保に関する取扱いについて」（3月24日 医薬食品局審査管理課）

関係団体、都道府県等に対して、今回の地震等の影響により、医薬品、医療機器の製造・出荷等に支障が生じることが想定される場合の連絡先、必要に応じて迅速な審査を実施すること等について連絡

・「被災地の医療機関からの転院希望患者に係る受入医療機関について」（3月24日 医政局指導課）

日本医師会等の関係団体に対し、被災地の医療機関からの患者の転院について、受入窓口の連絡先等の登録を求める

・「平成23年東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法等の取扱いについて」（3月24日 医薬食品局総務課、審査管理課医療機器審査管理室）

被災地の医療提供体制を確保するため、薬局等が一時的に営業時間の変更等を行う場合等における薬事法等の弾力的な運用（届出の省略を可とする、例外を容認する等）について、都道府県等及び関係団体に対して通知

・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（3月24日 老健局介護保険計画課・高齢者支援課・振興課・老人保健課）

被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止した旨又は被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が失職し、収入がない旨の申立てを行った場合にも利用料等の支払いを猶予することができることを都道府県に連絡

・「被災地の医療機関からの転院希望患者に係る受入調整担当窓口の設置について」（3月25日 医政局指導課）

都道府県に対し、被災地の医療機関からの転院希望患者に係る受入調整担当窓口の設置を求める

・「被災地への歯科医師等の歯科医療従事者の派遣について（依頼）」（3月25日 医政局歯科保健課）

日本歯科医師会等の関係団体に歯科医師等の歯科医療従事者の派遣への協力を依頼